

茨木市オープンカンパニー実施業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

1 趣旨

本市では令和5年度より、市内企業の認知度向上や魅力発信を通じた人材確保および企業間交流の促進を目的に、市民等を対象に市内企業の工場見学や体験ができる「オープンカンパニー」を実施している。

本事業の趣旨を踏まえ、企業の認知度向上や魅力発信に向けた主体的な取組の促進及び企業間のコミュニティ形成にノウハウを有し、効果的に実施できる事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用し、実施可能な事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市オープンカンパニー実施業務

(2) 業務の目的

近年、進展をみせている「地域一体型オープンファクトリー」の先進事例を参考に、企業の認知度向上、魅力発信ひいては人材の確保につなげるため、市民等を対象に工場や企業の見学や体験ができるイベント「オープンカンパニー」を実施する。

製造業に限らず広く企業等を対象とし、企業同士のコミュニティの促進を図るとともに、主体的な取組として持続できるよう、機運醸成や体制の構築を図る。

(3) 業務内容

- ・オープンカンパニーの企画・運営
- ・説明会等の開催及び企業の交流促進

(4) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 当該業務の予算額等

7,997,000円（税込）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登載するものとする。ただし、本市の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に既に登載されているものについてはこの限りでない。また、起業後2年未満の事業所等については、プロポーザル用の入札参加資格要件を満たせば、本プロポーザルにのみ参加可能とする。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 過去3年間に於いて、本業務と同種の業務で請負金額が200万円以上の業務の履行実績があること。

なお、同種の業務とは、「地域一体型オープンファクトリー」の運営に係る業務または企業の交流促進に係る業務をいう。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式1号）に質問事項、会社名、FAX番号・担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールまたはFAXで商工労政課へ送信すること。

提出期限：令和7年4月30日（水）午後5時まで（必着）

提出先：茨木市産業環境部商工労政課

E-mail：kigyousien@city.ibaraki.lg.jp

又は

FAX：072-627-0289

※ 電子メールまたはFAX以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日に本市ホームページに掲載する。

回答日：令和7年5月7日（水）午前9時から

掲載場所：茨木市ホームページ商工労政課のページ

7 参加申込及び資格審査

- (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式2号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

業務実績調書（様式 3 号）

業務実施体制調書（様式 4 号）

イ 提出先：茨木市産業環境部商工労政課（茨木市役所本館 7 階）

ウ 提出期限：令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時まで

エ 提出方法：持参による（持参以外の提出方法は認めない。）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式 5 号）により 5 月 14 日までに参加希望者に通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式 6 号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに商工労政課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1 者につき 1 件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記ウ参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

10で示す審査基準を踏まえて記載すること。

(ア) イベントの企画・運営

(イ) イベントの周知

(ウ) 企業の魅力発信

(エ) 勉強会・振返り会の内容

(オ) 企業の機運醸成・企業間交流

上記（ア）～（オ）を含む提案書を提出すること。

イ 作業スケジュール（任意様式）

ウ 参考見積書（様式 7 号）及び内訳書（指定様式）

(3) 留意事項

企画提案書の副本には、企業名を記載しないこと。

(4) 提出方法等

ア 提出期限：令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 5 時まで（厳守）

イ 提出場所：茨木市役所 本館 7 階 産業環境部商工労政課

ウ 提出方法：持参に限る

エ 提出部数

正本 1 部

副本 7 部

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第 1 次審査（事務局審査）

提出された業務実施体制調書等を10で示す審査基準に基づいて審査し、評価の高い提案者から順に 3 者を第 1 次審査の通過者とする。提案者が 3 者以下である場合にも、プレゼンテーションによる審査を実施する。

(2) 第 2 次審査（ヒアリング又はプレゼンテーションによる最終審査）

第 1 次審査の通過者に対し、企画提案についてのヒアリング又はプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング又はプレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、資料投影用のスクリーン及びプロジェクターは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3 人以内とする。なお、プレゼンテーションには事務責任者となる予定の者も出席すること。

(3) 審査結果の通知

ア 第 1 次審査

① 結果通知

第 1 次審査の結果は、令和 7 年 6 月 4 日（水）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。なお、第 1 次審査の通過者（評価点の高い順に上位 3 者）にのみ、審査結果と併せてヒアリング又はプレゼンテーションの日程を通知する。

② 結果に対する問合せ

第 1 次審査を通過しなかった提案者は、令和 7 年 6 月 11 日（水）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 2 次審査

① 結果通知

第 2 次審査の結果は、令和 7 年 6 月 13 日（金）に当該審査を行った全者に対し、郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、令和7年6月20日（金）まで審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 審査基準

第1次審査＜事務局審査＞

審査基準	審査内容	配点
業務実績	業務実績調書等内容により審査。 過去3年間で、本事業と同種、または類似業務の実績が豊富か。 同種（1件当たり20点）：地域一体型オープンファクトリーの企画・運営業務、かつ企業間交流促進業務 類似（1件当たり10点）：工場見学や企業出展イベント等の企画・運営業務	30
業務実施体制	業務実施体制調書等内容により審査。 担当者の人員配置や業務体制等、事業実施のための十分な体制がとれているか。 本事業に従事する者のうち、下記のいずれかを満たす者1名につき、8点を加算（人数×8点） ・企業の公開イベントの企画・運営を3回以上経験しており、イベントの企画・運営に精通している者 ・チラシ、ポスター、動画など企業およびイベントの広報物の制作を3回以上経験しており、ライター、およびデザインに精通している者 ・企業間交流イベントや企業向け研修およびワークショップの司会・進行を3回以上経験しており、説明会や勉強会、企業間交流の進行役（ファシリテーション）ができる者 ・民間プロジェクトの立ち上げおよび運営を1回以上経験しており、企業コミュニティの形成に関わった経験がある者	40

提案額（参考見積額）	業務内容に見合った適正な見積となっているか （参加業者中最低見積額/各社見積金額）×80点 ※小数点以下切捨て	80
------------	---	----

第2次審査＜プレゼンテーションによる委員審査＞
（配点は委員1人あたり）

審査基準	審査内容	配点
イベントの周知及び企業の魅力発信	イベント周知及び参加企業の魅力発信に効果的な提案ができているか。	15
勉強会・振返り会	勉強会の実施について、参加企業にオープンカンパニーの趣旨及び意義の理解が深まるよう、効果的な内容が提案できているか。	20
	参加企業が取組（成果・課題等）の振返りができる効果的な機会や方法が提案できているか。	10
企業の機運醸成	各企業が主体的に取り組む機運を醸成し、企業間の交流を促進できるよう、効果的な提案ができているか。	30
独自性	仕様書記載の内容に加え、独自性のある提案はなされているか。	15
実現性	参加企業見込数スケジュールなどの計画内容が、実現性の高いものとして認められるか。	10

※委員審査については、各項目について5段階評価にて採点する。

(2) 配点

- ①事務局審査 150点
- ②委員審査 600点 (100点×委員 6 名)
- ①と②の合計 750点とする。

11 候補者の決定

候補者は、採点基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、10に示す配点(配点の総合計点及び審査基準ごとの配点)から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合、「企業の機運醸成」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、「企業の機運醸成」の評価点と同点の場合、「勉強会・振り返り会」の評価点が高い提案者を候補者とする。
- (4) 評価点が最高点の者が複数あり、「企業の機運醸成」及び「勉強会・振り返り会」の評価点と同点の場合、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (5) 評価点が最高点の者が複数あり、「企業の機運醸成」及び「勉強会・振り返り会」の評価点と同点かつ、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (6) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額(参考見積額)を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。

その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和7年4月30日（水）
質問に対する回答	令和7年5月7日（水）
参加申込期間	令和7年4月24日（木）午前10時から 令和7年5月9日（金）午後5時まで (厳守)

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

参加資格審査結果通知	令和7年5月14日（水）
企画提案書提出期間	令和7年5月16日（金）午前10時から 令和7年5月28日（水）午後5時まで (厳守)

※ 土日、祝日を除き各日とも午前9時から午後5時までとする。

第1次審査	令和7年5月30日（金）
審査結果通知	令和7年6月4日（水）
第2次審査	令和7年6月6日（金）（予定）
審査結果通知	令和7年6月10日（火）（予定）
契約締結	令和7年6月20日（金）（予定）
業務開始	令和7年6月25日（水）（予定）

15 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの

ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合

エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者

- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市 産業環境部商工労政課 担当 山鹿

TEL : 072-620-1620 (直通)

FAX : 072-627-0289

E-mail : kigyousien@city.ibaraki.lg.jp